

令和3年度年末たすけあい募金

福祉活動団体等への配分のご案内

緑区内の地域福祉推進を目的として、年末たすけあい募金の一部を『緑区民のみなさんが自主的に企画し参画する福祉保健活動事業』へ配分します

<申込受付期間>

令和3年8月10日(火)～令和3年8月27日(金) **必着**

1 対象となる団体

- 高齢者等支援団体（食事会、サロン、配食活動、送迎活動等）
- 障害児者支援団体（地域リハビリ教室、障害児者余暇支援、視覚・聴覚障害者支援等）
- 障害児者当事者団体
- 子ども・子育て支援団体（子育てサロン、こども食堂、こどもの居場所、学習支援）
- その他地域福祉活動団体（まちづくり、生活支援ボランティア等）

- ① 緑区内を中心に活動している福祉活動団体等
※法人は、特定非営利活動法人（一般・認定・指定）のみ。
- ② 申込は1団体につき1事業です
※親子サークルや老人クラブ、趣味サークル、同好会等が行う「主に自助を目的とする事業（自主事業）」「介護予防事業」は対象外とします。（ただし、障害当事者の自主活動は対象とします）
- ③ 他の助成金、補助金等を受けていても申請は可能です。

2 配分金額

一律、¥30,000 - ※用途の制限はありません。

3 配分の流れ（申込～配分～報告）

1 受付

（受付期間） 令和3年8月10日（火）～ 8月27日（金）

（受付方法） 原則、**郵送**での提出をお願いいたします

※神奈川県に緊急事態宣言が発出中のため、来所（窓口）での受付はいたしません。

※ご提出いただいた書類の内容について、不備や確認があった場合には、連絡担当者あてにご連絡を差し上げることがあります。

※窓口での提出を希望される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

【提出書類】

- (様式 1-1) 令和3年度 年末たすけあい募金【福祉活動団体等への配分】
交付申請書 兼 請求書
- (様式 1-2) 令和3年度 年末たすけあい募金【福祉活動団体等への配分】
使途調査票

※初めて申請をされる団体は、上記様式のほか、活動内容がわかる書類（チラシ等）を一緒に提出をお願いいたします。

○提出書類の様式データは、緑区社会福祉協議会のホームページ上「様式ダウンロード」からダウンロードできます。



【提出先】

〒226-0019 緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1階
横浜市緑区社会福祉協議会 年末たすけあい募金配分 担当あて

2 審査

9月8日(水)に開催される年末たすけあい配分委員会にて、配分の可否について決定します

3 配分通知

10月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

4 配分金の振込

年内(12月中旬から下旬を予定)に団体の指定口座あてに振込を行います。
振込日の通知は行いませんので、ご確認をお願いいたします。

5 報告

事業終了後、速やかに次の書類・帳票を提出してください

【提出書類】 (様式 1-3) 使途報告書 および 決算内容・活動内容がわかる資料

○提出書類の様式データは、緑区社会福祉協議会のホームページ上「様式ダウンロード」からダウンロードできます。(報告書の様式は令和4年1月上旬に掲載予定)

(報告書提出期限) **令和4年4月30日(土) 必着**

4 注意事項

- (1) 申込内容によっては配分できない場合があります。
- (2) 以下の場合、配分取消や次年度以降の配分申請をお断りする場合があります。
(交付済みの場合、返還していただきます)
 - ・ 申請書や報告書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ・ 事前の申し出や理由なく、書類の提出が大幅に遅れることが続いた場合

5 共同募金運動への協力

事業実施の際にはチラシ・次第等に「年末たすけあい配分事業」と明記をお願いします。

また、配分が決定した団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力(街頭募金等)を可能な範囲でお願いします。

年末たすけあい募金とは…

地域でのたすけあいの主旨にもとづき、要援護者への支援や福祉団体への援助、防災活動を含めた地域福祉活動の活性化等を目的としています。
赤い羽根共同募金運動の中で、12月を中心に行われる募金運動をさしており、集められた募金は緑区社会福祉協議会を通じ、緑区内で活動している施設・団体へ配分されます。

社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会



〒226-0019
横浜市緑区中山 2-1-1
ハーモニーみどり 1F
TEL 045-931-2478 (代表)
FAX 045-934-4355
midori00@yokohamashakyo.jp